

PJLink 運用規定

Version 2.00

2017.5.25

目次

1. PJLink について	3
2. 目的	3
3. 対象製品	3
4. 運営費	3
5. 規格の公開	3
6. 規格作成	3
7. 規格実装時の運用	3
8. 互換性	4
9. 品質保証	4

1. PJLink について

PJLink は一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（以下、JBMIA と表記する）JBMIA において制定されたプロジェクター/ディスプレイ制御の標準仕様である。PJLink の全ての権利は JBMIA に属する。

2. 目的

本規程は、プロジェクター/ディスプレイ制御の標準仕様である PJLink の円滑な運用・管理を行うために必要な事項を定めるものである。

3. 対象製品

対象製品は以下とする。

- ・PJLink 対応プロジェクター/ディスプレイおよび周辺機器
- ・PJLink 対応コントローラおよび制御ソフトウェア

4. 運営費

PJLink の運営費用は JBMIA データプロジェクター部会の事業参加負担金にて運営し、特別な支出についてはデータプロジェクター部会にて審議し決定する。PJLink の運営は JBMIA データプロジェクター部会が行うものとする。

5. 規格の公開

1) 公開方法

PJLink 仕様書一式、テストプログラム一式は、JBMIA の Web サイトにおいて一般に公開する。

2) 仕様書のダウンロード

PJLink 仕様書は、JBMIA の Web サイトからダウンロード可能とする。

ダウンロードする PJLink 仕様書の著作権は JBMIA が保有し、使用者による内容の改定は禁止する。また、第三者へ配布する際は、PJLink 仕様書一式で配布しなければならない。なお、仕様書を不特定多数へ配布する際は、JBMIA に許可を得ること。

6. 規格作成

PJLink の規格作成は PJLink 分科会が行う。

7. 規格実装時の運用

対象製品の製造事業者または販売事業者が、対象製品に PJLink 規格を実装して出荷するための条件は下記とする。

- 1) 対象製品の製造事業者または販売事業者は、JBMIA が Web にて一般公開する規格適合性検証ツールを入手し、自主試験により適合を確認すること。
- 2) 対象製品の製造事業者および販売事業者は、対象商品出荷前に「PJLink 商標等使用許諾契約」お

よび「合意書」を締結すること。

データプロジェクター部会会員の場合は「PJLink 商標等使用許諾契約書（会員用）」を使用する。会員以外がプロジェクター/ディスプレイおよび周辺機器に PJLink 規格を実装し商標を使用する場合は、「PJLink 商標等使用許諾契約書非会員用（有償）」を使用する。コントローラ・制御ソフトに PJLink 規格を実装し商標を使用する場合は「PJLink 商標等使用許諾契約書非会員用（無償）」を使用する。

また、対象製品の製造事業者または販売事業者のどちらか一方がデータプロジェクター部会会員で既に「PJLink 商標等使用許諾契約」の締結をしている場合は、もう一方の対象製品の製造事業者または販売事業者の「PJLink 商標等使用許諾契約」の締結は不要とする。

- 3) 対象製品の製造事業者または販売事業者は、JBMA に対し、モデル毎に対象商品出荷前に別途定める「登録申請書」を提出しなければならない。

なお、ホームページへの掲載を希望しない場合は、その旨「登録申請書」に記載してホームページへ非掲載とすることができる。

対象製品の製造事業者または販売事業者は、全て適合製品に対して取扱説明書等の製品関係書類に以下の記載を行わなければならない。

- i) PJLink 規格に適合している旨の文章。
- ii) PJLink に対応した製品が対応しているクラス及び、対応しているコマンド一覧または対応していないコマンド一覧。コマンド全対応の場合は、全対応の旨を記載する。
- iii) 適合を確認した際の PJLink 標準仕様バージョン。

8. 互換性

1) 検証方法

- ・ JBMA が Web にて一般公開する規格適合性検証ツールを使用して、対象製品の製造事業者または販売事業者が自主試験を実施する
- ・ 試験結果に基づく製品の規格適合性は、対象製品の製造事業者または販売事業者が保証するものとする

2) 免責事項

- ・ 規格適合性検証ツールは、最低限必要な適合性を確認するための物であり、すべての機器間において互換性を保障するものではない。
- ・ 規格適合性検証ツールは、その機器の信頼性等を保証するためのものではない。

9. 品質保証

- 1) 対象製品の製造事業者または販売事業者は、自己が知り得る限りにおいては、当該適合製品が PJLink の仕様に合致していることを表明しかつ保証する。

- 2) 対象製品の製造事業者または販売事業者は、JBMA より書面による 30 日前の事前要請があれば、当該適合製品に関する製品サンプル等を、適宜 JBMA に提供しなければならない。

対象製品の製造事業者または販売事業者は、当該 PJLink の仕様に合致していることを定期的に検査することに全面協力する。

- 3) 品質管理の目的の為に JBMA に提出された適合製品の品質が、本運用規程に合致していないと

JBMIA が判断した場合には、JBMIA はその旨を対象製品の製造事業者または販売事業者に通知する。通知を受けた対象製品の製造事業者または販売事業者はすみやかに、当該不一致／不十分な個所を修復しなければならない。当該不一致／不十分な個所が修復されない場合に、JBMIA は当該不一致／不十分な適合製品に対して、PJLink 商標の使用許諾および登録を取消すことが出来るものとする。